

保護者の皆さまへ

教員の働き方改革の取組へのご理解・ご協力について

(持続可能な学校づくりに向けた教育長メッセージ)

保護者の皆さまには、日頃より徳島県の教育にご理解・ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

県教育委員会では、教員が児童生徒と向き合う時間や学ぶ時間を確保し、子供たちへのより良い教育を実現するため、教員の働き方改革を推進しています。

しかしながら、依然として長時間勤務の教員がいる実態もあり、教員不足の解消と質の高い教育人材の確保のためにも、一層の働き方改革を推進する必要があります。

各学校では、児童生徒や保護者・地域の状況に十分配慮しながら、様々な取組を実践・検討しておりますので、保護者の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。学校における主な取組としては、次のようなものがあります。

1. 連絡手段のデジタル化

配布物や欠席連絡など、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に努めています。

2. 学校行事等の精選

学校行事の教育的価値を検討し、廃止・統合や規模の縮小など工夫に努めています。

3. 留守番電話、学校閉庁日の設定

時間外の電話対応を省力化・自動化することで長時間労働の抑制を図っています。

4. 部活動の適正化

生徒、教員にとって望ましい環境となるよう、「部活動の在り方に関する方針」に基づき活動を行っています。

県教育委員会は、各学校において、家庭や地域の協力のもと、児童生徒一人一人を大切にする教育活動が行われるよう、今後も支援して参ります。保護者の皆さまにおかれましても、添付の資料をご確認いただき、教員が教員でなければできないことに全力投球できる環境の実現に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和5年12月

徳島県教育委員会教育長 榎 浩一

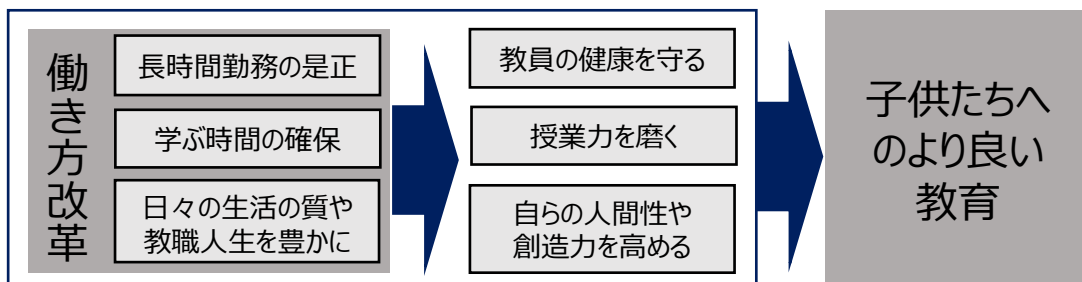
子供たちにより良い教育を行うため

学校における働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします！



なぜ、学校における働き方改革が必要なのか？

- '子供たちのためであればどんな長時間勤務も良しとする'という働き方は、教師が疲弊していくのであれば、それは'子供のため'にはなりません。
- 教員のウェルビーイング(※1)がより良い教育に、ひいては教職の魅力向上や優れた人材の確保につながります。



※1 「ウェルビーイング」とは、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉えた概念です。

徳島県の教員の勤務実態

- 勤務時間が8時10分から16時40分まで(※2)であれば、早朝や16時40分以降は勤務時間外となります。

規則に定める上限時間(※3)

- ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

※2 勤務時間は学校によって異なります。

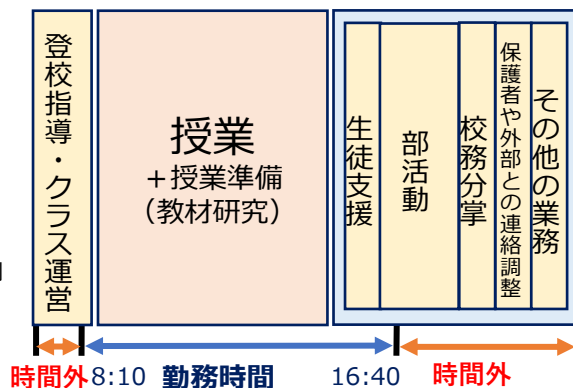
※3 国が示した上限指針及び徳島県「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 第四条の二」に定められています。なお、「時間外在校等時間」とは、いわゆる時間外勤務(残業等)のことです。

- 教員1人あたりの時間外勤務(月平均)

小学校	中学校	県立学校
33時間	47時間	26時間

県教委による令和4年度時間外在校等時間調査より

<教員の1日のスケジュール例(高校)>



教員の業務は多岐にわたり、時間外勤務を前提とした勤務実態があります。

(注)給特法において、『教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない』と定められています。

各学校での働き方改革の主な取組事例

○連絡手段のデジタル化

- ・配布物や欠席連絡など、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に努めています。また、アンケートの集計等においてもICTを活用することで、業務の負担軽減を図っています。

○留守番電話、学校閉庁日の設定

- ・学校では、勤務時間外には留守番電話を導入しています。設定時間は学校の実情により異なりますが、緊急対応を要する場合以外は、翌日の勤務時間内にご連絡をお願いします。

○学校行事等の精選

- ・行事等をコロナ禍以前と同様に戻して実施することを望む声もありますが、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、廃止・統合や規模の縮小、時間の短縮など、各学校で工夫に努めています。

○部活動の適正化

- ・生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境となるよう、県教委が定めた「部活動の在り方に関する方針」に基づき、週2日以上上の休養日を設けるなどしています。
- ・中学校は、休日の部活動の地域移行を進めています。

子供たちへの教育の質の向上のために、教員が教員でなければできないことに
全力投球できる環境の実現に、ご理解・ご協力をお願いします！